

# 緊急消防援助隊北海道大隊応援等実施計画

平成 29 年 4 月

総務部危機対策局危機対策課

# 緊急消防援助隊北海道大隊応援等実施計画 目次

## 第1章 総則

第1	目的	1
第2	用語の定義	1

## 第2章 大隊等の編成

第3	道内地区	1
第4	連絡体制等	1
第5	大隊等の編成	2
第6	指揮体制等	2
第7	出動基準及び集結場所等	2
第8	特別応援体制	2

## 第3章 大隊等の出動

第9	出動準備及び出動可能隊数の報告	3
第10	大隊等の出動	3
第11	迅速出動	4
第12	緊急消防援助隊の車両表示	4
第13	集結場所への集結完了	4
第14	進出拠点への進出	5
第15	高速自動車国道等の通行	5
第16	情報共有	5
第17	進出拠点到着	5
第18	現地到着	6

## 第4章 現場活動

第19	大隊本部の設置	6
第20	活動時における無線通信運用及び情報収集	6
第21	各隊の保有資機材等	6
第22	日報	7

## 第5章 後方支援活動

第23	後方支援本部の設置	7
第24	後方支援中隊の任務等	7
第25	相互協力	8

## 第6章 活動終了

第26	大隊等の引揚げ	8
第27	帰署(所)報告	8

## 第7章 活動報告等

第28	活動結果報告	8
第29	高速自動車国道等の通行に係る報告	8

## 第8章 その他

第30	指揮支援実施計画	9
第31	航空中隊の応援等	9
第32	消防本部等における事前準備	9

## 資料等

別表第1	用語の定義	10
別表第2	北海道緊急消防援助隊地区構成及び連絡先	12
別表第3	関係機関連絡先	14
別表第4	北海道の登録隊	26
別表第5	北海道大隊後方支援中隊の編成及び保有資機材	29
別表第6	北海道統合機動部隊の編成	32
別表第7	北海道大隊の出動対象都道府県等一覧	33
別表第8	「東海地震における緊急消防援助隊アクションプラン」出動車両	34
別表第9	北海道大隊無線通信運用体制	39
別表第10	北海道大隊の保有資機材（後方支援中隊を除く）	40
別紙第1	北海道大隊指揮体制	42
別紙第2	公務従事車両証明書	43
別紙第3	緊急消防援助隊の出動に伴う高速自動車国道等の通行に係る報告	44
運用要綱別記様式1	〇〇災害に係る緊急消防援助隊連絡体制	45
運用要綱別記様式2	緊急消防援助隊活動報告（日報）	46
要請要綱別記様式2-1	出動可能隊数報告及び出動準備依頼	47
要請要綱別記様式2-2	出動可能隊数・出動隊数の報告	48
要請要綱別記様式3-1	緊急消防援助隊の出動の求め又は指示	49
要請要綱別記様式5-1	緊急消防援助隊活動報告書	50
要請要綱別記様式5-2	緊急消防援助隊活動報告書	53
要請要綱別記様式5-3	緊急消防援助隊出動状況表	56

# 緊急消防援助隊北海道大隊応援等実施計画

平成29年4月12日

## 第1章 総則

(目的)

第1 この計画は、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱（平成27年消防広第74号。以下「要請要綱」という。）第35条の規定に基づき、北海道の大隊、統合機動部隊（以下「大隊等」という。）の応援等について必要な事項を定め、大隊等が迅速に被災地に出動し、的確な応援等の活動を実施することを目的とする。

(用語の定義)

第2 代表消防機関は、札幌市消防局とする。

2 代表消防機関代行は、函館市消防本部、苫小牧市消防本部、小樽市消防本部、旭川市消防本部及び釧路市消防本部とする。

3 前項までに定めるもののほか、用語については別表第1のとおりとする。

## 第2章 大隊等の編成

(道内地区)

第3 大隊等の迅速な出動及び効果的な後方支援活動を図るため、各消防本部を別表第2のとおり地区分けするものとする。

2 各地区に地区代表消防機関を置き、地区内の次に掲げる任務を行うものとする。

(1) 出動に係る連絡及び調整

(2) 後方支援活動に係る連絡及び調整

(3) その他必要な事項

(連絡体制等)

第4 応援等出動に係る連絡体制は、次に掲げるとおりとする。

(1) 応援等出動時における各消防本部の連絡先は、別表第2のとおりとする。

(2) 応援等出動時における関係機関の連絡先は、別表第3のとおりとする。

(3) 代表消防機関は地区代表消防に対して連絡し、地区代表消防機関は地区内消防本部に対して連絡するものとする。

(4) 連絡方法は、原則として有線電話又は有線FAXによるものとする。ただし、有線断絶時には消防防災無線、防災行政無線、地域衛星通信ネットワーク等を活用するものとする。

## (大隊等の編成)

- 第5 北海道の登録隊は、別表第4のとおりとする。
- 2 大隊の編成は、緊急消防援助隊に登録された小隊から、被災地において行う応援等に必要の小隊等を選定するものとする。
  - 3 大隊は、北海道大隊と呼称するものとする。なお、大隊長は、代表消防機関の職員をもって充てるものとし、代表消防機関が出動できない場合は、代表消防機関代行の職員をもって充てるものとする。
  - 4 中隊は、地区単位又は消火、救助、救急等の任務単位とし、「〇〇地区中隊又は消火中隊等」と呼称するものとする。なお、中隊長は大隊長が指定するものとする。
  - 5 小隊は、各車両又は付加された任務単位とし、「消火小隊等又は〇〇消防本部小隊」と呼称するものとする。
  - 6 後方支援中隊の編成は、別表第5のとおりとし、都道府県単位で後方支援中隊を編成し、後方支援活動を行うものとする。なお、後方支援中隊長は、札幌市消防局の職員の内から大隊長が指定するものとする。
  - 7 統合機動部隊は、別表第6のとおり編成し、北海道統合機動部隊と呼称するものとする。なお、統合機動部隊長は、代表消防機関の職員をもって充てるものとする。

## (指揮体制等)

- 第6 大隊の指揮体制は、別紙第1のとおりとする。
- 2 受援都道府県内での連絡体制は、緊急消防援助隊の運用に関する要綱（平成16年消防震第19号。以下「運用要綱」という。）別記様式1のとおりとする。
  - 3 大隊長は、大隊を統括し、被災地において指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、大隊の活動の指揮を行うものとする。
  - 4 統合機動部隊長は、大隊長が被災地に到着するまでの間、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該統合機動部隊の活動の指揮を行うものとする。
  - 5 中隊長は、大隊長の管理の下に小隊の活動を管理するものとする。
  - 6 小隊長は、中隊長の管理の下に隊員の活動を管理するものとする。

## (出動基準及び集結場所等)

- 第7 大隊の出動基準、第一次出動都道府県及び出動準備都道府県並びに集結場所は、別表第7のとおりとする。

## (特別応援体制)

- 第8 東海地震における緊急消防援助隊アクションプランに係る警戒宣言の発令時において、消防庁長官の指示により、前進拠点へ進出する部隊は、別表8のとおりとする。

### 第3章 大隊等の出動

(出動準備及び出動可能隊数の報告)

- 第9 各消防本部は、北海道の大隊が第一次出動都道府県大隊及び出動準備都道府県大隊となる都道府県において震度6弱（政令市等については5強）以上の地震災害が発生した場合、大津波警報が発表された場合又は噴火警報（居住地域）が発表された場合は、出動準備を行うものとする。この場合において、各消防本部は、直ちに北海道及び代表消防機関に対して要請要綱別記様式2-2により出動可能隊数の報告を行うものとし、北海道は、消防庁からの出動可能隊数の報告の求めを待つことなく、直ちに消防庁に対して要請要綱別記様式2-2により出動可能隊数の報告を行うものとする。
- 2 北海道は、消防庁から要請要綱別記様式2-1により出動準備を求められた場合は、各消防本部に対して出動準備を求めるものとする。この場合において、各消防本部は出動準備を行うとともに、速やかに北海道及び代表消防機関に対して要請要綱別記様式2-2により出動可能隊数の報告を行うものとし、北海道は、速やかに消防庁に対して要請要綱別記様式2-2により出動可能隊数の報告を行うものとする。
- 3 北海道は、消防庁から出動準備の求めがない場合であっても、災害規模等に照らし必要と認めた場合は、出動可能隊数を調査し消防庁に報告するものとする。

(大隊等の出動)

- 第10 北海道知事は、長官から要請要綱別記様式3-1により出動の求め又は指示を受けた場合は、出動する小隊等を代表消防機関と調整し、各市町村長（各消防本部）に対して出動の求め又は指示を行うものとする。
- 2 各消防本部は、前項の規定に基づく出動の求め又は指示を受けた場合は、速やかに各小隊を出動させるとともに、北海道及び代表消防機関に対して要請要綱別記様式2-2により出動隊数を報告するものとする。
- 3 北海道は、各消防本部の報告を取りまとめ、消防庁に対して要請要綱別記様式2-2により出動隊数を報告するものとする。
- 4 代表消防機関は、大隊等の集結場所及び集結時間を決定し、北海道及び地区代表消防機関に対して連絡するものとし、地区代表消防機関は地区内消防本部に対して連絡するものとする。
- 5 大隊長は、大規模災害又は特殊災害が発生し、出動の求め又は指示を受けた場合は、概ね1時間以内に統合機動部隊を出動させるとともに、後続する大隊の円滑な活動に資するため、次に掲げる任務を指示し、大隊及び後方支援本部に対して報告させるものとする。
- (1) 被災地までの道路状況、給油可能施設等の情報の収集及び提供に関すること。
- (2) 被災状況、活動場所、任務、必要な隊規模等の情報の収集及び提供に関すること。

- (3) 被災地消防本部との連絡調整に関する事。
- (4) 被災地における通信の確保に関する事。
- (5) 初期消火、救助及び救急活動に関する事。
- (6) 航空消防活動の支援に関する事。
- (7) 宿営場所の設営に関する事。

6 各小隊を出動させた消防本部は、次に掲げる事項について北海道及び代表消防機関に対し、報告するものとする。

- (1) 指揮者の階級、職及び氏名
- (2) 出動隊数、車両及び資機材
- (3) 集結場所到着予定時刻
- (4) その他必要な事項

#### (迅速出動)

第11 迅速出動に該当する事案が発生した場合、北海道は、速やかに消防庁等から情報収集を行うとともに、各消防本部との情報共有に努めるものとする。

2 迅速出動に該当する事案が発生した場合、各消防本部は速やかに出動準備を行うとともに、出動可能隊数を取りまとめ、北海道及び代表消防機関に対して報告するものとする。なお、既に出動した場合は、出動隊数を報告するものとする。

3 迅速出動区分Ⅰに該当する事案が発生した場合、前項に定めるもののほか、各消防本部は次のとおり対応するものとする。

- (1) 統合機動部隊は、大隊長の指示を受け、概ね1時間以内に出動するものとする。
- (2) 第一次編成陸上隊は、統合機動部隊の出動に引き続き、直ちに出動するものとする。
- (3) 第二次編成陸上隊は、第一次編成陸上隊の出動に引き続き、出動するものとする。
- (4) 代表消防機関は、第一次編成陸上隊及び第二次編成陸上隊の集結場所及び集結時間を決定し、北海道及び地区代表消防機関に対して連絡するものとし、地区代表消防機関は地区内消防本部に対して連絡するものとする。

4 迅速出動区分Ⅱに該当する事案が発生した場合、第三項に定めるもののほか、統合機動部隊は、大隊長の指示を受け、概ね1時間以内に出動するものとする。

#### (緊急消防援助隊の車両表示)

第12 緊急消防援助隊として出動する車両は、緊急消防援助隊として出動している旨の車両表示を車両の見やすい箇所に掲出するものとする。

#### (集結場所への集結完了)

第13 大隊長、統合機動部隊長又は地区中隊長（以下「大隊長等」という。）は、集結完了時刻及び集結場所出発時刻を後方支援本部に対して報告するものとする。

- 2 後方支援本部は、前項の内容について消防庁及び北海道に対して報告するものとする。

(進出拠点への進出)

第14 大隊長等は進出拠点に応じた出動ルートを決し、消防庁、消防応援活動調整本部（以下「調整本部」という。）及び後方支援本部に対して報告するものとする。

- 2 被害状況等により出動途上に進出拠点及び出動ルートを変更する場合は、消防庁、調整本部及び後方支援本部に対して報告するものとする。
- 3 大隊長等は、関係機関と連携して情報収集に努めるとともに、次に掲げる事項について各小隊に周知し、進出拠点へ進出するものとする。
- (1) 被災地の被害概要
  - (2) 大隊等の活動地域及び任務
  - (3) 大隊等の進出拠点及び出動ルート
  - (4) その他必要な事項

(高速自動車国道等の通行)

第15 高速自動車国道等の通行については、次に掲げるとおり行うものとする。

- (1) 被災地への出動途上等での緊急走行の場合は、料金収受員に対して緊急消防援助隊として出動中である旨を申し出るものとする。
- (2) 被災地からの帰署（所）途上等の通常走行の場合は、料金収受員に対して緊急消防援助隊として出動途上又は帰署（所）途上である旨を申し出るとともに、車両ごとに別紙第2に必要事項を記入し提出するものとする。なお、緊急やむを得ず当該証明書を持参することができない場合は、所属消防本部名及び職階級が明示された職務上使用している名刺の裏面に、通行日時及び車両登録番号等を記入し提出するものとする。
- (3) 料金収受員から別途指示があった場合は、その指示に従うものとする。

(情報共有)

第16 被災地へ出動する緊急消防援助隊は、緊急消防援助隊動態情報システム及び支援情報共有ツールを活用し、被災地に向かう途上の道路情報、給油情報等について情報共有に努めるものとする。

(進出拠点到着)

第17 大隊長等は、進出拠点到着後、速やかに大隊名、規模及び保有資機材等について調整本部に対して報告するとともに、応援先市町村、任務等を確認するものとする。なお、進出拠点に受援都道府県の消防職員等がいる場合は、同職員を通して行うものとする。

- 2 進出拠点が高速道路のインターチェンジ等の場合は、大隊長等のみが先行して前項の任務を行い、無線等により大隊等に対して必要な指示を行う等、進出拠点を速やかに通過するための対策を講ずるものとする。

(現地到着)

第18 大隊長等は、応援先市町村到着後、速やかに大隊名、規模及び保有資機材等について指揮者及び指揮支援本部長に対して報告するとともに、次に掲げる事項について確認するものとする。

- (1) 災害状況
- (2) 活動方針
- (3) 活動地域及び任務
- (4) 大隊本部を設置する場合は、その位置
- (5) 使用無線系統
- (6) 地水利状況
- (7) その他活動上必要な事項

2 大隊長が自ら統合機動部隊長として出動した場合は、後続する大隊が応援先市町村到着後、統合機動部隊長が大隊長の職務に就くものとする。なお、統合機動部隊長が、大隊長の職務に就いた際は、指揮者及び指揮支援本部長に対して速やかに報告するものとする。

3 統合機動部隊を構成する小隊等は、後続する大隊が被災地に到着後は、大隊に帰属し、大隊長の指揮の下、大隊を構成する小隊等として活動するものとする。

## 第4章 現場活動

(大隊本部の設置)

第19 大隊長は、必要に応じて大隊長を本部長とする大隊本部を設置するものとする。

2 大隊長は、必要に応じて調整本部又は指揮支援本部に連絡員を派遣し、情報収集及び情報提供を行うものとする。

3 大隊長は、災害の状況により必要があるときは、安全管理担当要員（小隊）を配置する等、安全管理の徹底を図るものとする。

4 大隊長は、大隊の活動内容や現場写真等を記録する要員を配置するものとする。

(活動時における無線通信運用及び情報収集)

第20 活動時の無線通信運用体制は、別表第8のとおりとする。

2 通信支援小隊は、被災地において通信が途絶した場合に、大隊等の通信を確保するとともに、被災地における情報収集を積極的に行い、消防庁、都道府県・市町村災害対策本部、後方支援本部等へ画像伝送等を行うものとする。

(各隊の保有資機材等)

第21 後方支援中隊の保有資機材は、別表第5のとおりとする。

2 後方支援中隊を除く各隊の保有資機材は、別表第9のとおりとする。

(日報)

第22 大隊長等は、指揮支援本部長に対して運用要綱別記様式2により活動日報を報告するとともに、後方支援本部に対して情報提供を行うものとする。

## 第5章 後方支援活動

(後方支援本部の設置)

第23 大隊等が出動する場合は、代表消防機関に後方支援本部を設置するものとする。

- 2 後方支援本部長は、札幌市消防局長又はその委任を受けた者をもって充てるものとする。
- 3 本部員は、札幌市消防局の職員をもって充てるものとする。
- 4 後方支援本部長は、北海道及び必要と認める消防本部に対して連絡員の派遣を求めることができるものとする。
- 5 後方支援本部は、大隊等の活動が円滑に行われるために、次に掲げる任務を行うものとする。
  - (1) 消防庁、指揮支援(部)隊長、大隊長等及び関係機関との各種連絡調整
  - (2) 大隊等の出動、集結及び活動に係る調整
  - (3) 大隊等の活動記録の集約
  - (4) 各消防本部に対する大隊等の活動状況に関する情報提供
  - (5) 大隊等に対する災害に関する情報提供
  - (6) 必要な資機材等の手配及び提供
  - (7) 交替要員及び増援隊の派遣に関する調整
  - (8) 後方支援に関し、北海道との調整
  - (9) その他必要な事項

(後方支援中隊の任務等)

第24 後方支援中隊は、大隊長の指揮の下、大隊の活動が円滑かつ効果的に行われるように、次に掲げる任務を行うものとする。

- (1) 後方支援本部との連絡
- (2) 宿営場所の設置及び維持
- (3) 物資の調達及び搬送
- (4) 車両及び資機材の保守管理
- (5) 交替要員の搬送
- (6) 活動の記録
- (7) その他必要な事項

(相互協力)

第25 北海道及び各消防本部は、大隊の活動が円滑かつ効果的に行われるように、人員搬送、燃料調達、食料調達等の後方支援体制の構築のため相互協力を努めるものとする。

## 第6章 活動終了

(大隊等の引揚げ)

第26 大隊長は、指揮支援部隊長から引揚げの連絡があった場合は、被災地における活動を終了するものとする。

2 大隊長は、前項の規定により被災地における活動を終了した場合は、次に掲げる事項について指揮支援本部長に報告し、指揮支援本部長の了承を得て引揚げものとする。

- (1) 大隊の活動概要(時間、場所、隊数等)
- (2) 活動中の異常の有無
- (3) 隊員の負傷の有無
- (4) 車両、資機材等の損傷の有無
- (5) その他必要な事項

(帰署(所)報告)

第27 緊急消防援助隊として出動した小隊等の所属する消防本部は、当該小隊等の最終帰署(所)後、北海道及び後方支援本部に対して速やかに報告するものとする。

2 北海道は、道内の消防本部に属する小隊等の最終帰署(所)後、消防庁に対して速やかに報告するものとする。

## 第7章 活動報告等

(活動結果報告)

第28 緊急消防援助隊として出動した小隊等の所属する消防本部は、当該小隊等の最終帰署(所)後、北海道及び代表消防機関に対して要請要綱別記様式5-1、5-2、5-3により、速やかに活動報告を行うものとする。

2 北海道は、各消防本部からの報告を取りまとめて、消防庁及び受援都道府県に対して要請要綱別記様式5-1、5-2、5-3により、速やかに活動報告を行うものとする。

(高速自動車国道等の通行に係る報告)

第29 緊急消防援助隊として出動した小隊等の所属する消防本部は、当該小隊等の最終帰署(所)後5日以内に、代表消防機関に対して別紙第3により報告す

るものとする。なお、活動が長期に及び小隊又は中隊の交代がある場合は、交代した小隊又は中隊単位で報告するものとする。

- 2 代表消防機関は、各消防本部の報告を取りまとめ、大隊の最終小隊等帰署(所)後7日以内に、北海道及び消防庁に対して報告を行うものとする。

## 第8章 その他

(指揮支援実施計画)

- 第30 指揮支援隊に係る応援等については、札幌市消防局が別に定めるものとする。

(航空中隊の応援等)

- 第31 航空中隊に係る応援等については、北海道が別に定めるものとする。

(消防本部等における事前準備)

- 第32 各消防本部等は、大隊の活動が円滑かつ効果的に行われるように、出動する隊員の選定方法等の出動に係る事前計画を定めておくものとする。
- 2 各消防本部等は、後方支援資機材、食料等の整備に努めるものとする。

附 則

この計画は、平成17年1月27日から施行する。

附 則

この計画は、平成19年4月2日から施行する。

附 則

この計画は、平成22年5月6日から施行する。

附 則

この計画は、平成29年4月12日から施行する。

## 【別表第1】

## 用語の定義

No.	用語	内容	備考
1	法	「消防組織法(昭和22年12月23日法律第226号)」をいう。	
2	基本計画	「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画(平成16年2月6日消防震第9号)」をいう。	
3	要請要綱	「緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱(平成27年3月31日消防広第74号)」をいう。	
4	運用要綱	「緊急消防援助隊の運用に関する要綱(平成16年3月26日消防震第19号)」をいう。	
	広域応援協定	「北海道広域消防相互応援協定(平成3年2月13日)」をいう。	
5	アクションプラン	基本計画第4章4に基づき、長官が別に定めた出動に係る計画。具体的には「東海地震における緊急消防援助隊運用方針等」、「首都直下地震における緊急消防援助隊運用方針等」、「東南海・南海地震における緊急消防援助隊運用方針等」を指す。	要請要綱第2条(17)
6	政令市等	東京都特別区及び政令指定都市をいう。	基本計画第4章1(3)
7	応援等	災害が発生した市町村の消防の応援又は支援をいう。	法第44条第1項
8	応援都道府県	緊急消防援助隊を出動させる又は出動させた都道府県をいう。	運用要綱第2条(6)
9	第一次出動都道府県	大規模災害又は特殊災害が発生した場合、原則として第一次的に応援出動する都道府県をいう。	基本計画第4章2(1)
10	出動準備都道府県	大規模災害又は特殊災害が発生したとの情報を得た場合、速やかに応援出動の準備を行う都道府県をいう。	基本計画第4章2(2)
11	地区	都道府県大隊の迅速な出動及び効果的な後方支援活動を図るため、北海道内の消防本部をグループ分けしたものをいう。	広域応援協定第3条
12	代表消防機関	都道府県ごとに、消防機関の推薦に基づき、当該都道府県大隊の出動に関する連絡調整を行う消防本部をいう。	基本計画第2章第2節2 広域応援協定第5条
13	代表消防機関代行 (地区代表消防機関)	地区内の緊急消防援助隊に係る連絡及び調整の取りまとめを行う。また、代表消防機関が被災等によりその任務を遂行できない場合にその任務を代行する消防本部をいう。	要請要綱第1章第2条(7) 広域応援協定第5条
14	後方支援本部	出動した部隊の円滑な後方支援を実施するため、応援都道府県に属する代表消防機関に設置する本部をいう。	運用要綱第9条
15	集結場所	都道府県大隊が、被災地へ向かう前に集結する都道府県内又はその周辺の場所をいう。	運用要綱第12条
16	進出拠点	緊急消防援助隊が被災地に進出するための目標とする拠点(一次的に集結する場所を含む。)をいう。	運用要綱第2条(12)
17	受援都道府県	緊急消防援助隊による応援等を受ける又は受けた被災地の属する都道府県をいう。	要請要綱第2条(5)
18	被災地	大規模災害又は特殊災害が発生した市町村をいう。	基本計画第1章第2節
19	被災地消防本部	被災地を管轄する消防本部をいう。	運用要綱第2条(1)
20	指揮本部	被災地消防本部の指揮本部をいう。	運用要綱第2条(2)
21	指揮者	被災地の市町村長又はその委任を受けた消防長をいう。	要請要綱第1章第2条(3)
22	調整本部	被災地の応援等のため当該都道府県及び当該都道府県の区域内の市町村が実施する措置の総合調整を円滑に実施するため、被災地の属する都道府県知事が設置する消防応援活動調整本部をいう。	法第44条の2
23	指揮支援本部	被災地の消防本部及び消防団、都道府県内消防応援隊並びに緊急消防援助隊の活動調整、関係機関との活動調整、調整本部に対する報告等を行うため、指揮支援隊長を本部長として被災地に設置する本部をいう。	運用要綱第16条

## 【別表第1】

## 用語の定義

No.	用語	内容	備考
24	指揮支援部隊	大規模災害又は特殊災害の発生に際し、ヘリコプター等で緊急に被災地に赴き、災害に関する情報を収集し、長官及び関係のある都道府県知事等に伝達するとともに、被災地における緊急消防援助隊に係る指揮が円滑に行われるように支援活動を行うことを任務とする部隊をいう。	基本計画第2章第5節1(1)
25	指揮支援部隊長	指揮支援部隊を統括し、被災地に係る都道府県災害対策本部長又は調整本部長を補佐し、及び指揮を受け被災地における緊急消防援助隊の活動を管理することを任務とする者をいう。	基本計画第2章第5節1(3)
26	指揮支援隊長	被災地の指揮者を補佐し、及び指揮者の指揮を受け被災地における緊急消防援助隊の活動を管理することを任務とする者をいう。	基本計画第2章第5節1(4)
27	都道府県大隊本部	都道府県大隊の活動管理、後方支援等を行うため、都道府県大隊長が設置する本部をいう。	運用要綱第18条
28	都道府県大隊長	都道府県大隊を統括して被災地へ赴くとともに、指揮者の指揮の下、指揮支援隊長の管理を受け、被災地における都道府県大隊の活動を管理することを任務とする者をいう。	基本計画第2章第2節3
29	都道府県大隊指揮隊	都道府県大隊長の任務を遂行するために設置され、指揮及び情報の収集伝達・通信等を任務とする隊をいう。	基本計画第2章第4節1
30	統合機動部隊	大規模災害又は特殊災害の発生後、都道府県大隊長の指示を受けて、迅速に先遣出動し、後続する都道府県大隊の円滑な活動に資する情報の収集及び提供を行うとともに、被災地において消防活動を緊急に行うことを任務とする部隊をいう。	基本計画第2章第5節2
31	エネルギー・産業基盤災害即応部隊(ドラゴンハイパー・コマンドユニット)	石油コンビナート、化学プラント等エネルギー・産業基盤の立地する地域における特殊災害に対し、高度かつ専門的な消防活動を迅速かつ的確に行うことを任務とする部隊をいう。	基本計画第2章第5節3
32	迅速出動	法第44条に基づき、あらかじめ長官と都道府県知事及び市町村長の間で一定条件付きの緊急消防援助隊の出動等に関する措置要求等の準備行為を行っておき、災害等の規模が該当条件を満たした場合に当該措置要求を行い、これに応じて出動することをいう。	要請要綱第2条(12)
33	陸上隊	航空小隊及び水上小隊以外の隊をいう。	
34	第一次編成陸上隊	迅速出動対象災害が発生した場合、統合機動部隊に引き続き、直ちに行動するために編成される隊をいう。	
35	第二次編成陸上隊	第一次編成陸上隊の後に編成される隊をいう。比較的走行速度が遅い車両(後方支援小隊、特殊災害小隊、特殊装備小隊等)を含む。	
36	NBC災害	次に掲げる災害の総称をいう。 ・N災害とは、放射線物質若しくは放射線の異常な水準の放出又はおそれがある事故により生じる災害をいう。 ・B災害とは、生物剤若しくは毒素の発散又はそのおそれがある事故により生ずる災害をいう。 ・C災害とは、毒性物質若しくはこれと同等の毒性を有する物質の発散又はそのおそれがある事項により生ずる災害をいう。	運用要綱第2条(9)～(11)
37	部隊移動	法第44条の規定に基づく長官の措置の求め又は指示により、被災地において既に行動している緊急消防援助隊が都道府県をまたいで別の被災地へ出動すること、又は法第44条の3の規定に基づく都道府県知事の指示により、被災地において既に行動している緊急消防援助隊が当該都道府県内の別の被災地に出動することをいう。	要請要綱第2条(16)

【別表第2】

## 北海道緊急消防援助隊地区構成及び連絡先

地区及び構成消防本部 ◎印…地区代表消防機関	連絡先		NTT回線		防災行政無線		
			電話	FAX	電話	FAX	
代表	札幌市消防局	昼間	消防救助課	011-215-2060	011-271-0610	-	-
		夜間	指令課	011-215-2080	011-261-9119	-	-
道西地区	◎ 函館市消防本部	昼間	警防課警防係	0138-22-2146	0138-27-6199	-	-
		夜間	消防指令センター	0138-22-2126	0138-26-3408	-	-
	長万部町消防本部	昼間	消防本部	01377-2-2049	01377-2-5260	-	-
		夜間	消防本部	01377-2-2049	01377-2-5260	-	-
	森町消防本部	昼間	警防課・消防係	01374-2-2125	01374-2-5743	-	-
		夜間					
	八雲町消防本部	昼間	八雲町消防本部	0137-63-2686	0137-63-2919	-	-
		夜間	八雲町消防本部	0137-63-2686	0137-63-2919	-	-
南渡島消防事務組合消防本部	昼間	消防本部総務課	0138-73-5130	0138-73-6694	(6265)-3-50-160	-	
	夜間	消防本部情報通信課	0138-73-8194	0138-73-6694			
渡島西部広域事務組合消防本部	昼間	消防本部	0139-47-4018	0139-47-2496	-	-	
	夜間	福島消防署	0139-47-2119	0139-47-2496	-	-	
檜山広域行政組合消防本部	昼間	消防課	0139-52-3026	0139-52-1944	-	-	
	夜間	江差消防署	0139-52-1072	0139-52-1390	-	-	
道南地区	◎ 苫小牧市消防本部	昼間	消防本部警防課	0144-84-5023	0144-84-5037	6761-3-4119	-
		夜間	消防署指令課	0144-84-5049	0144-57-5363		
	室蘭市消防本部	昼間	消防本部警防課	0143-41-4132	0143-41-4680	-	-
		夜間	消防署通信指令室	0143-41-4311	0143-41-4659	-	-
	登別市消防本部	昼間	消防署警備グループ	0143-85-2551	0143-88-0259	001-762-3538	-
		夜間	消防署警備グループ	0143-85-2551	0143-88-0259		
	白老町消防本部	昼間	消防本部消防課	0144-83-1119	0144-83-1190	-	-
		夜間	白老町消防署			-	-
	西胆振消防組合消防本部	昼間	消防課消防係	0142-21-5000	0142-21-5511	-	-
		夜間	消防課通信係	0142-21-5000	0142-25-4129	-	-
胆振東部消防組合消防本部	昼間	消防本部防災課	0145-26-7100	0145-27-2467	-	-	
	夜間	消防署厚真支署	0145-26-7119	0145-27-2999	-	-	
日高西部消防組合消防本部	昼間	消防本部消防課	01456-2-1521	01456-2-0119	-	-	
	夜間	消防本部消防課	01456-2-1521	01456-2-0119	-	-	
日高中部消防組合消防本部	昼間	消防本部警防課	0146-45-0160	0146-42-3789	6-624-3-461	-	
	夜間	消防署	0146-45-0119	0146-42-0766			
日高東部消防組合消防本部	昼間	浦河消防署	0146-22-2144	0146-22-6550	6-626-3-350	-	
	夜間	浦河消防署	0146-22-2144	0146-22-6550			
道央地区	◎ 小樽市消防本部	昼間	警防課警防係	0134-22-9138	0134-22-9182	-	-
		夜間	消防指令センター	0134-22-9137	0134-22-5345	-	-
	夕張市消防本部	昼間	総務課総務係	0123-53-4121	0123-53-4123	-	-
		夜間	警防課警防係	0123-53-4122	0123-53-4123	-	-
	美唄市消防本部	昼間	消防署	0126-66-2227	0126-66-2228	011-462-3800	-
		夜間	消防署	0126-66-2227	0126-66-2228		
	歌志内市消防本部	昼間	警防・救急グループ	0125-42-3255	0125-42-5210	-	-
		夜間	警防・救急グループ	0125-42-3255	0125-42-5210	-	-
	三笠市消防本部	昼間	消防署消防課警防係	01267-2-3499	01267-2-2578	8-6-465-3-278	-
		夜間	消防署消防課警防係	01267-2-3499	01267-2-2578		
	岩見沢地区消防事務組合消防本部	昼間	警防課警防係	0126-22-4302	0126-25-1048	-	-
		夜間	通信救急課通信係	0126-22-7445	0126-25-1892	-	-
	砂川地区広域消防組合消防本部	昼間	砂川消防署 警防課	0125-54-2196	0125-52-2148	-	-
		夜間	砂川消防署 警防課	0125-54-2196	0125-52-2148	-	-
	滝川地区広域消防事務組合消防本部	昼間	消防本部警防課	0125-23-0119	0125-23-5125	-	-
		夜間	消防署通信指令室	0125-23-0119	0125-23-5699	-	-
深川地区消防組合消防本部	昼間	深川消防署通信指令室	0164-22-2814	0164-22-6216	-	-	
	夜間	深川消防署通信指令室	0164-22-2814	0164-22-6216	-	-	
南空知消防組合消防本部	昼間	消防本部 警防課	0123-72-1835	0123-72-5318	(6477)-3-290	-	
	夜間	消防署 消防課	0123-72-0150	0123-72-6906			
江別市消防本部	昼間	指令課	011-384-4634	011-382-8061	-	-	
	夜間	指令課	011-384-4634	011-382-8061	-	-	
千歳市消防本部	昼間	警防課	0123-23-0320	0123-22-8850	-	-	
	夜間	警防課	0123-23-0320	0123-27-9999	-	-	
恵庭市消防本部	昼間	消防本部 警防課	0123-33-0999	0123-33-7105	-	-	
	夜間	消防指令センター	0123-33-0993	//	-	-	

【別表第2】

## 北海道緊急消防援助隊地区構成及び連絡先

地区及び構成消防本部 ◎印…地区代表消防機関		連絡先		NTT回線		防災行政無線	
				電話	FAX	電話	FAX
道央地区	北広島市消防本部	昼間	消防本部警防課	011-373-2321	011-373-3611	-	-
		夜間	消防署救急指令課	011-373-9099	011-373-6230	-	-
	石狩北部地区消防事務組合消防本部	昼間	消防本部警防課	0133-74-5375	0133-74-7130	-	-
		夜間	消防指令センター	0133-74-5375	0133-74-7130	-	-
	岩内・寿都地方消防組合消防本部	昼間	消防本部警防課	0135-62-2403	0135-63-1755	-	-
		夜間	岩内消防署	0135-62-1141	0135-63-1755	-	-
	羊蹄山ろく消防組合消防本部	昼間	消防指令センター	0136-22-1089	0136-22-1367	001-370-3-162	-
		夜間	消防指令センター	0136-22-1089	0136-22-1367	-	-
	北後志消防組合消防本部	昼間	余市消防署通信	0135-23-3711	0135-23-3943	001-378-3550	-
		夜間	余市消防署通信	0135-23-3711	0135-23-3943	-	-
道北地区	◎旭川市消防本部	昼間	消防救急課	0166-33-9962	0166-33-9905	-	-
		夜間	指令課	0166-33-9961	0166-33-9905	-	-
	上川北部消防事務組合消防本部	昼間	消防企画課	01654-3-2627	01654-3-2219	001-652-3-3601	-
		夜間	名寄消防署	01654-3-3319	01654-3-3945	-	-
	富良野広域連合消防本部	昼間	警防課	0167-45-1119	0167-45-2660	-	-
		夜間	上富良野消防署	0167-45-2119	0167-45-9983	-	-
	大雪消防組合消防本部	昼間	大雪消防組合消防本部	0166-92-2029	0166-92-4472	-	-
		夜間	大雪消防組合美瑛消防署	0166-92-2029	0166-92-4472	-	-
	士別地方消防事務組合消防本部	昼間	消防本部消防課	0165-23-4709	0165-23-1719	-	-
		夜間	通信指令室	0165-23-2619	0165-23-2634	-	-
	増毛町消防本部	昼間	消防署通信指令室	0164-53-2175	0164-53-2486	-	-
		夜間	消防署通信指令室	0164-53-2175	0164-53-2486	-	-
	留萌消防組合消防本部	昼間	留萌消防署庶務係	0164-42-2211	0164-43-5150	113-157910	-
		夜間	留萌消防署庶務係	0164-42-2211	0164-43-5150	-	-
	北留萌消防組合消防本部	昼間	消防本部消防課	0164-62-1220	0164-62-5839	-	-
		夜間	消防署警防課	0164-62-1246	0164-62-1446	-	-
	稚内地区消防事務組合消防本部	昼間	消防署 警防グループ	0162-23-2176	0162-22-0395	6520-3-590	-
		夜間	消防署 警防グループ	0162-23-2176	0162-22-0395	-	-
南宗谷消防組合消防本部	昼間	消防本部総務課	0163-62-1421	0163-62-1692	-	-	
	夜間	枝幸消防署	0163-62-1119	0163-62-1120	-	-	
利尻礼文消防事務組合消防本部	昼間	総務課警防係	0163-84-2742	0163-84-2934	-	-	
	夜間	消防署警防係	0163-84-2119	0163-84-3207	-	-	
道東地区	◎釧路市消防本部	昼間	警防課	0154-23-4383	0154-22-8204	-	-
		夜間	通信指令課	0154-22-2150	0154-23-0429	-	-
	北見地区消防組合消防本部	昼間	警防課	0157-25-1518	0157-25-9400	-	-
		夜間	通信指令室	0157-24-3311	0157-25-9400	-	-
	網走地区消防組合消防本部	昼間	消防本部消防課	0152-43-9492	0152-45-1196	6-661-3-490	-
		夜間	通信指令室	0152-43-2221	0152-45-1119	-	-
	紋別地区消防組合消防本部	昼間	消防署	0158-23-0119	0158-24-3632	6-662-3-335	-
		夜間	消防署	0158-23-0119	0158-24-3632	-	-
	美幌・津別広域事務組合消防本部	昼間	消防本部グループ警防担当	0152-73-1435	0152-72-0664	-	-
		夜間	通信指令室	0152-73-1211	0152-73-0911	-	-
	遠軽地区広域組合消防本部	昼間	消防本部消防課	0158-42-2050	0158-42-2184	-	-
		夜間	消防署	0158-42-2050	0158-42-2184	-	-
	斜里地区消防組合消防本部	昼間	消防本部	0152-23-3647	0152-23-2494	-	-
		夜間	消防署	0152-23-2435	0152-23-2494	-	-
	とから広域消防局	昼間	消防課	0155-26-9122	0155-26-9120	-	-
		夜間	情報指令課	0155-26-9126	0155-22-9119	-	-
	釧路北部消防事務組合消防本部	昼間	消防本部消防課	015-482-3276	015-482-1676	-	-
		夜間	弟子屈消防署	015-482-2073	015-482-4170	-	-
釧路東部消防組合消防本部	昼間	消防本部警防課	0153-52-5113	0153-52-4332	-	-	
	夜間	厚岸消防署	0153-52-5111	〃	-	-	
根室市消防本部	昼間	消防本部	0153-24-3163	0153-23-6211	0153-24-3164	0153-23-6211	
	夜間	消防署	0153-24-3164	0153-23-6211	-	-	
根室北部消防事務組合消防本部	昼間	消防本部 警防課	0153-72-9114	0153-72-9174	-	-	
	夜間	中標津消防署	0153-72-2181	0153-72-5222	-	-	

【別表第3】

関係機関連絡先

国・道関係	関係機関名	連絡先		NTT回線		消防防災無線		地域衛星通信ネットワーク 上段:電話 下段:FAX
		昼間 夜間	宿直室	電話	FAX	電話	FAX	
北海道	総務省消防庁	昼間 夜間	応急対策室 宿直室	03-5253-7527 03-5253-7777	03-5253-7537 03-5253-7553	-	-	-
	北海道危機対策課	昼間 夜間	危機対策課 宿直室	011-204-5009 011-204-5009	011-231-4314 011-231-4314	-	-	-
	北海道防災航空室	昼間 夜間	航空室 -	011-782-3233 011-782-3233	011-782-3234 011-782-3234	-	-	-
青森県	危機管理局	昼間 夜間	消防保安課 宿直室	017-734-9087	017-722-4867	02-221	02-229	002-801-810-1-4134 022-801-6021
	【代表消防機関】 青森地域広域事務組合消防本部	昼間 夜間	通信指令課	017-775-0851	017-775-1444	-	-	022-801-9012
	【代表代行消防機関】 弘前地区消防事務組合消防本部	昼間 夜間	警防課 通信指令課	0172-32-5103 0172-32-5101	0172-33-9117 0172-33-0119	-	-	022-801-9024
	【代表代行消防機関】 八戸地域広域市町村圏事務組合消防本部	昼間 夜間	警防課 指令救急課	0178-44-2134 0178-44-2135	0178-44-1196 0178-46-1171	-	-	022-801-9032
	防災航空隊	昼間 夜間	防災航空センター	017-729-0355	017-729-0377	-	-	022-801-810-1-5451
	総務部	昼間 夜間	総合防災室	019-629-5151	019-629-5174	03-17	03-40	TN-003-111-22-5151 TN-003-111-21-181
	【代表消防機関】 盛岡地区広域消防本部	昼間 夜間	警防課 通信指令課	019-626-7402 019-622-0119	019-651-9916 019-626-4016	-	-	TN-003-414-1/TN-003-414-2 TN-003-414-9
	【代表消防機関代行】 関市消防本部	昼間 夜間	消防課	0191-25-0119	0191-25-5922	-	-	003-111-22-534-1 003-111-22-534-9
	県航空隊	昼間 夜間	防災航空センター 航空隊長公用携帯	0198-26-5251 090-6853-4083	0198-26-5256 -	-	-	003-592-1 003-592-9